

## 西条市お買い物カード事業 登録店舗募集要項

### 1. 募集の目的

西条市では、物価高騰により家計負担が増大する中、市民生活の下支えと地域経済の活性化を同時に図ることを目的として、全市民を対象に、市内登録店舗で利用可能なお買い物カードを配布することにより、迅速かつ効率的・効果的な生活者支援を実施するものである。

### 2. 事業概要

名称：西条市お買い物カード

対象者：西条市民（令和8年2月1日時点において、住民基本台帳法に基づく西条市の住民基本台帳に記録されている者）

カードの内容：5,000円分/人

利用期間 令和8年4月20日～7月31日

### 3. 登録対象事業者

西条市内に店舗を有する事業者

### 4. 登録条件

- ・本事業の趣旨（市民生活の下支えと地域経済活性化）に賛同し、協力いただけること。
- ・店舗用決済端末（無料貸与あり）の操作が可能であること。
- ・不正利用防止のための措置（残高確認、利用履歴管理等）に協力いただけること。

### 5. 対象外店舗及び対象外取引

以下のいずれかに該当する店舗・取引は対象外となります。

登録申請時に審査を行い、不適格と判断された場合は登録をお断りします。

#### 対象外店舗

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- ② 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- ④ その他西条市が適当と認めないもの

#### 対象外取引

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、公共料金等）
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係

る支払い

- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ その他この事業趣旨にそぐわないもの

## 6. 登録店舗の主な役割・対応

- ・お買い物カードによる決済の取り扱い。
- ・店舗用端末の適切な管理・運用。
- ・問い合わせがあった場合の西条市お買い物カード事務局・市への連携。

## 7. 登録申込方法

登録は、インターネットから受け付けます。

LOVESAIJO ポータル内「西条市お買い物カード 登録店舗募集のご案内」

(<https://portal.lovesaijo.com/notice/2026/01/2005.html>) から、登録申込フォームよりお申し込みください。

申込期日：令和8年2月28日（一次締切）

一次締切までに申し込みいただいた店舗は、広報さいじょう4月号に折り込む「協力店一覧表」に掲載します。

一次締切以降の申し込み分については、順次HPに掲載の協力店一覧に掲載いたします。

登録審査後、承認された店舗には登録店キットを4月上旬以降にお渡します。登録店キットには、掲示用ポスター、お買い物カードの取り扱いマニュアル等を同封予定です。

一次締切以降の申込の場合、利用開始日（4月20日）までにお届けができない場合がございますのでお早めにお申込みください。

## 8. 精算方法

店舗様側で清算手続き等は不要です。振込手数料については西条市お買い物カード事務局が負担します。

## 9. その他

登録店舗は事業の趣旨に沿った適切な運用をお願いします。

事業実施中に不明点・トラブルが発生した場合は、速やかに西条市お買い物カード事務局までご連絡ください。

本募集要項に記載のない事項については、西条市および西条市お買い物カード事務局と協議の上決定します。